

電動キックボード等で公道を走るには 原動機付自転車の保安基準に適合していないといけません

その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、
運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

※ナンバーについては、最寄りの市役所等に、自賠責保険については扱っている保険会社へお問い合わせ願います。

電動キックボード等に必要な保安装置



出典: 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)

原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5m以内
幅: 1.3m以内
高さ: 2.0m以内

定格出力: 1.0kW以下

{ ※定格出力0.6kW以下の場合は
第1種原動機付自転車になります。 }

その他要件《抜粋》

〔制動装置〕

独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。

〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(国土交通省) → (自動車) → (点検整備・保安基準等)
→ (保安基準等) 第59条～第67条等



原動機付自転車を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。
適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店
等において確認してください。



保安基準に適合していない

電動

キックボード

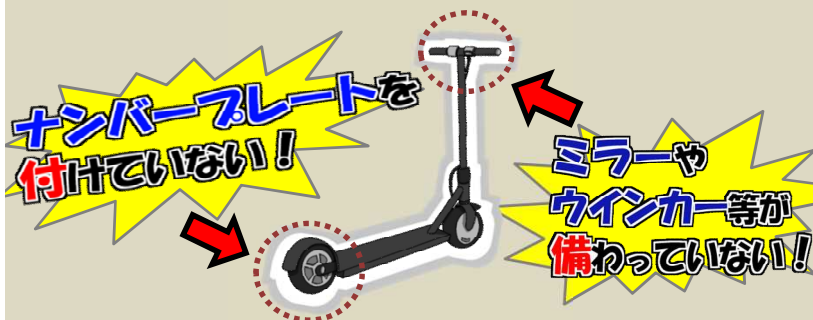


ペダル付き

原動機付自転車



公道では走れません!!



その他にも公道を走行するには…

- ☐ 保安基準に適合した前照灯(ライト) 警音器などの保安部品
 - ☐ 自賠責保険への加入
- などが必要です!

装備品等を整えたとしても…



☐ 運転免許(定格出力に応じたもの)が必要です!

さらに!

ヘルメット
非着用!

歩道通行!

すべて違反!!!



交通ルールを守って運転してください!